

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令の概要

(1) 口座名義人の事後的な救済のために金銭を留保する割合の変更[第一条]

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込め詐欺救済法」)第20条第1項の規定により、預金保険機構に納付された金銭(預保納付金)については、誤って失権された口座名義人の事後的な救済に備えるため、その一定割合を留保しておくこととされているが、預保納付金の納付状況等を踏まえると、大幅に引き下げても制度の円滑な運用に支障はなく、必要額を確保可能であることから、当該金銭を留保する割合について、現行の100%から10%へ変更。

(2) 預保納付金の具体的使途及び担い手団体の要件の規定[第二条]

振り込め詐欺救済法第20条第1項の規定により、留保されなかった預保納付金については、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」こととされており、(1)の留保割合の変更に伴い預保納付金の具体的な使途を規定する必要が生じるところ、PTの最終取りまとめの提言内容を踏まえ、預保納付金の具体的使途として「犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」両事業に支出すること、並びに、これらの事業の担い手となる団体の要件を規定。

(3) 団体と預金保険機構が締結する協定の要件の規定[第三条]

(2)の要件を満たす団体と預金保険機構が締結する協定の要件を規定。

(以上)